

**銚子市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

銚子市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	業務の3分類	4
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とする。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本市の現状

- 本市では、千葉県が平成30年9月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」をもとに、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。
- 本市では、令和4年に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「銚子市立小学校及び中学校管理規則」及び「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に「業務量の適切な管理」を追加し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次ページのとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	職	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	校長	0.8%	0.0%
	教頭	40.9%	7.6%
	教諭	7.8%	0.0%
	養護教諭	6.8%	0.0%
	事務職員	0.8%	0.0%
	栄養教諭	0.0%	0.0%
中学校	校長	11.7%	0.0%
	教頭	58.3%	26.7%
	教諭	43.3%	1.6%
	養護教諭	25.0%	0.0%
	事務職員	4.2%	0.0%
	栄養教諭	0.0%	0.0%
高等学校	校長	0.0%	0.0%
	教頭	75.0%	0.0%
	教諭	35.5%	5.7%
	養護教諭	0.0%	0.0%
	事務職員	0.0%	0.0%

(参考) 月45時間を上回る割合

千葉県(R6.11月)教諭等*における全校種の平均 31.9%(前年同月:37.2%)

*教諭等:主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

1年間における時間外在校等時間の平均時間360時間を超える割合						
	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
小学校	18.2%	63.6%	31.8%	45.5%	0.0%	36.4%
中学校	60.0%	100.0%	73.8%	100.0%	0.0%	0.0%
高等学校	0.0%	100.0%	63.3%	0.0%	-	0.0%

対象人数:小学校 校長(1)教頭(1)教諭(129)養護教諭(1)栄養教諭(1)事務職員(1)

中学校 校長(5)教頭(5)教諭(80)養護教諭(5)栄養教諭(1)事務職員(6)

高校 校長(1)教頭(1)教諭(60)養護教諭(1)栄養教諭(0)事務職員(7)

小学校、中学校、高等学校とも教頭の割合が非常に高い。勤務時間内に、保護者対応をしたり、職員からの相談を聞いたりしており、退勤時間後に本来の事務処理をしていることが多い。

また、中学校や高等学校において、時間外在校等時間が45時間を上回る大きな要因の一つとして、平日を含め、土日休日の部活動が考えられる。また、教頭も部活動が終了するまでは在校している場合が多い。

中学校、高等学校教諭は、部活動後に授業準備をしたり、採点業務などを行っており、負担感が大きくなっている。部活動の負担軽減を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうした現状を踏まえ本計画を策定し、教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

ア 全ての学校がストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、10%未満となるようにする。【10%未満の学校数 14校/16校】

イ 全ての学校のストレスチェックにおける統合健康リスクの値を全国平均以下にする。【達成率 100%】

ウ 年間の年次有給休暇の取得日数を10日以上にする。

【R6数値 228名/274名】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 業務の3分類

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ア 学校以外が担うべき業務
 - イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- ・ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、銚子警察署が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 給食費無償化に伴い、学校給食費を除く学校預り金について、「銚子市立小中学校預り金取扱要綱」及び「預り金取扱マニュアル」に基づき、各学校が円滑に業務遂行できるよう努める。

- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
 - ・ 県のスクールロイヤーの活用や市教育委員会との連携強化など、学校が専門家を活用できる環境を充実させ、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。
 - ・ 勤務時間外の電話自動応答を令和8年度中に全校に設置する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 学校事務共同実施を一層機能させ、学校事務体制の強化を図る。
 - ・ 各学校への文書等について、市教育委員会において重要度に応じて仕分けし、校務支援システムの掲示板へ掲載するなど送付方法を工夫する。
- ② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ 学校と市教育委員会が連携を図りながら、各学校の実情に応じてICT支援員が中心となって行う。
- ③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・ 職員による学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間事業者等への委託を検討する。
 - ・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する。
- ④ 部活動
 - ・ 部活動の地域展開、地域連携を推進し、原則、土日、休日においては、学校における部活動を行わない。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを継続して全校に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 児童生徒の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、銚子市特別支援補助員、医療もしくは福祉に関する専門人材、または日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材の確保と教職員の協働を促進する。
特に、不登校児童生徒への支援にあっては、教育支援センターの機能強化や不登校対策支援員による効果的な支援、スクールカウンセラーとの一層の連携を促進する。
- ・ これらに必要な体制の強化に向け、健康づくり課等、関係機関との一層の連携を進める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行

う。

- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 教育職員の心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 定時退勤日を週1回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定する。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、銚子市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、年間3期に分けた調査で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、学校訪問をはじめ様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会議や教頭会議をとおして管理職向けにマネジメント等に関する機会を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

附 則

本計画は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。